

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目 No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新町において設置する。 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおり定めるものとする。		【調整方針確認日】 平成16年4月27日

留意事項	備考 (関係法令等)
<p>1 制度の趣旨 地域審議会は、合併によって住民の意見が新町の施策に反映されにくくなるとの懸念に対応し、平成11年改正の合併特例法の規定により、合併関係市町村の旧市町村の区域にかかる事務等に関し、新町長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項につき、町長に意見を述べるができるよう、創設されました。 「審議会」…各種の行政機関の諮問に答えて、あるいは自発的に一定事項を調査審議したり、審査したりする機能を持ついわゆる諮問機関</p> <p>2 設置の手続き 地域審議会は、地方自治法の規定に基づく合併市町村の長の付属機関であり、本来、地方公共団体が条例で設けるものですが、制度の趣旨から合併市町村の代表である法定協議会で、合併前に決定できることとされており、「合併関係市町村の協議により・期間を定めて・合併関係市町村の区域であった区域ごと」に設置することができることとされています。 * 地域審議会の設置は、従来一体性があつた合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村の区域を合わせて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできません。</p> <p>3 組織及び運営 地域審議会を組織する「構成員の定数、任期、任免その他の組織及び運営に関し必要な事項」についても、合併関係市町村の協議により定めるものとされています。</p> <p>4 議会の議決及び告示 地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する協議については、合併関係市町村議会の議決を経て、その内容を告示しなければならないとされています。</p> <p>5 地域審議会の役割 どのような役割を持つかについては、地域の実情に応じて判断されるべきものですが、一般的には、合併市町村の長の諮問に応じて審議する事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村建設計画の変更 ・市町村建設計画の執行状況(定期的) ・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用 ・予算編成の際の事業等に関する要望 ・基本構想・各種計画の策定・変更などが考えられ、また、 	<p>市町村の合併の特例に関する法律</p> <p>(市町村建設計画の作成及び変更)</p> <p>第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <p>(1) 合併市町村の建設の基本方針</p> <p>(2) 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</p> <p>(3) 公共的施設の総合整備に関する事項</p> <p>(4) 合併市町村の財政計画</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。(地域審議会)</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>

町長に意見を述べる必要があると認める事項としては、

- ・市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・公共施設の設置、管理運営
- ・福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況などが考えられます。

6 地域審議会の設置期間

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態において設けられる特例的な制度ですので、合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものです。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間（伊方町・瀬戸町・三崎町の場合、10年間）も考慮されることが適当です。ただ、著しい長期間が設定され、かえって行政運営の妨げになるようなことがないようにする必要があります。

（市町村合併ハンドブック等より引用）

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

（地方債の特例等）

第11条の2 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費（次項において「特定経費」という。）については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- (1) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- (2) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
- (3) 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金積立て

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目 No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局

設置並びに組織及び運営に関する事項	備 考								
<p align="center">地域審議会の設置並びに組織及び運営に関する事項(案)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <table border="1" data-bbox="400 787 1216 955"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>設 置 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊方地区地域審議会</td> <td>合併前の伊方町の区域</td> </tr> <tr> <td>瀬戸地区地域審議会</td> <td>合併前の瀬戸町の区域</td> </tr> <tr> <td>三崎地区地域審議会</td> <td>合併前の三崎町の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>(設置期間)</p> <p>第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審議会は、新町の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ審議し、答申する。</p> <p>(1) 新町建設計画の変更に関する事項 (2) 新町建設計画の執行状況に関する事項 (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項 (4) 新町の基本構想の策定及び変更に関する事項 (5) 当該区域についてのみ行われる事務・事業に関する事項</p> <p>2 審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。</p> <p>(組 織)</p> <p>第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。</p> <p>(委 員)</p> <p>第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者の内から、町長が委嘱する。</p> <p>(1) 公共的団体の役職員等 (2) 学識経験者</p> <p>(任 期)</p> <p>第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	名 称	設 置 区 域	伊方地区地域審議会	合併前の伊方町の区域	瀬戸地区地域審議会	合併前の瀬戸町の区域	三崎地区地域審議会	合併前の三崎町の区域	
名 称	設 置 区 域								
伊方地区地域審議会	合併前の伊方町の区域								
瀬戸地区地域審議会	合併前の瀬戸町の区域								
三崎地区地域審議会	合併前の三崎町の区域								

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。但し、委員の委嘱後、任期期間中最初の会議は町長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、 課において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

小委員会確認	平成16年 3月17日	合併協議会提案	平成16年 3月26日
--------	-------------	---------	-------------

協議項目(番号)	地域審議会の取扱い (項目No. 11)	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局

先進地事例		備考		
(地域審議会設置に関する事例)				
【設置しない合併市町村の例】				
香川県 東かがわ市	各町の議会議員が在任特例で在任するので、旧町の意見等は集約できると考えるため、地域審議会を設ける必要がない。 (平成17年3月31日まで在任)			
香川県 さぬき市	均衡のとれた一体性のある発展を行うため、新市に移行後附属機関を設置する。			
滋賀県 石部・甲西 合併協議会	2町により新設合併であり、また従来から両町とも関係団体、区もしくは自治会を通じて幅広く地域の意見や要望を聴いていることから、新市において、住民の意見が施策に反映されにくくなる懸念は薄いと考えるため。			
【設置及び設置予定合併市町村の例】				
	新居浜市	東宇和・三瓶町 合併協議会	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会
設置	旧別子山村 (編入合併)	明浜町・宇和町・野村町 ・城川町・三瓶町	土居町・新宮村	一本松町・城辺町・御 荘町・内海村・西海町
所掌 事項	建設計画の変更及び執行 状況、基金の用途、その 他市長が必要と認める事 項に関し意見を述べる。	建設計画の変更及び執行 状況、基金の活用、新町 の基本構想の作成及び変 更。その他市長が必要と 認める事項に関し意見を 述べる。	建設計画の変更及び執行 状況、基金の活用、新市 の基本構想の作成及び変 更。その他市長が必要と 認める事項に関し意見を 述べる。	建設計画の変更及び 執行状況、基金の活用、 新町の基本構想の作成 及び変更。その他町長 が必要と認める事項に 関し意見を述べる。
組織	委員は7人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者 ・公募により選任(3人 以内)	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験者
任期	2年間	2年間	2年間	2年間
役員	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人	会長 - 1人 副会長 - 1人
設置 期間	H15.4.1 ~ 25.3.31 (10年)	H16.4.1 ~ 26.3.31 (10年)	H16.4 ~ 27.3.31 (11年)	H16.10 ~ 27.3.31 (10年6ヶ月)
合併	H15.4.1	H16.4.1 予定	H16.4.1 予定	H16.10.1 予定